政令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十二号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「平成二十七年四月三十日」を「平成二十七年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十三号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の四を附則第八条の五とし、附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）

第八条の三　平成二十七年三月三十一日において附則第二条第一項（同項の表第四号の項に限る。）、第二項（同項の表のうち平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九に係る部分を除く。）、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）に係る平成二十七年度における平成十二年改正法附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率は、国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）第四条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じて、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年十二月以前の組合員期間がある者	〇・九七〇
平成十六年十二月以前の組合員期間がある者（平成十四年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七三
平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者（平成十六年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者（平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間がある者（平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八三

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第八条の三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表第一欄中「第五項」の下に「及び附則第七条の三」を加え、同条第三項中「この条」の下に「及び附則第七条の三」を加える。

附則第三条第三項中「平成十二年法律第二十二号」の下に「。附則第七条の三において「平成十二年改正法」という。」を加える。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）

第七条の三　平成二十七年三月三十一日において附則第二条第一項（同項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項（同項の表のうち改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた改正前の法附則第十四条の八に係る部分を除く。）、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）に係る平成二十七年度における平成十二年改正法附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じて、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。